

## 平成29年由仁町議会第4回定例会 第2号

平成29年12月14日(木)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第15号 由仁議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第16号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第17号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について
- 5 議案第18号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について
- 6 議案第19号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 7 議案第20号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 8 議案第21号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 9 議案第22号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 10 会議案第1号 議員派遣について
- 11 意見書案 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書の第1号 提出について
- 12 議会運営委員会の閉会中の審査について

### ○出席議員(10名)

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	羽賀直文君		2番	早坂寿博君
	3番	加藤重夫君		4番	後藤篤人君
	5番	浮田孝雄君		6番	佐藤英司君
	7番	大竹登君		8番	井村勇夫君

### ○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	長	中	島	哲
地	域	活	性	課	長	河
住	民	課	長	山	影	高
産	業	振	興	課	長	納
保	健	福	祉	課	長	中
保	健	福	祉	課	專	門
建	設	水	道	課	長	野
町	立	病	院	事	務	長
教	育	課	長	伊	藤	一
農	業	委	員	會	事	務
農	業	委	員	會	事	務

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開議 午前 9時33分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員です。  
よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 佐藤君、7番 大竹君を指名いたします。

◎日程第2 議案第15号

- 議長（熊林和男君） 日程第2、議案第15号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第15号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようするものであります

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 総務課長

- 総務課長（中島 哲君） それでは、議案第15号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

さきの第195回国会で国家公務員に対する人事院勧告が可決されたことを受けまして、当町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものであります。

このたびの国の人事院勧告では、民間のボーナス支給状況を踏まえた上で、国家公務員の期末、勤勉手当の引き上げが勧告され、年間の支給額を4.3カ月から4.4カ月へと0.1カ月分引き上げることとなりました。それにあわせまして、勤勉手当が支給されない議会議員では期末手当の支給額を年間4.4カ月に改正しようとするものであり、本年度につきましては12月期の期末手当において0.1カ月加算し、支給額を2.325カ月とするものであります。人事院勧告は年間で0.1カ月、率にして100分の10を引き上げる内容となっておりますので、本年度は12月の期末手当で100分の10を引き上げ、平成30年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当においてそれぞれ100分の5を引き上げる内容となっております。

それでは、議案第15号資料、条例案の新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条

例、左欄が改正案となっております。

第1条が平成29年度に係る改正であります。第1条関係と書かれております下、第4条の2第2項の下線部分、右欄の100分の222.5に100分の10を加えた100分の232.5が改正後の12月期末手当の支給率となります。

その下、第2条関係と書かれた部分が平成30年度以降に係る改正となっており、6月支給分が100分の207.5に100分の5を加えた100分の212.5、12月支給分は第1条のところで先に100分の10を加算した100分の232.5になっておりますので、そこから100分の5を引いた100分の207.5が支給率となるものであります。

次のページをごらんください。附則であります。第1項は施行日に関する規定で、平成29年度の支給に係る第1条は来年1月1日から、来年度以降の支給に関する第2条は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、条例施行日の1月1日において既に12月期の期末手当が支給済みであることから、遡及して改正後の支給率を12月1日から適用しようとするものであります。

附則第3項は、既に支給済みの期末手当を改正後の条例に基づいて支給する期末手当の内払いとみなす規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第16号

○議長（熊林和男君） 日程第3、議案第16号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第16号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第15号と同様の理由により、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに職員の給料及び勤勉手当を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） それでは、議案第16号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第15号同様、町長、副町長、教育長の期末手当につきましても年間支給額を4.3カ月から4.4カ月に0.1カ月引き上げる改正であります。支給率につきましても議会議員と同様で、本年度は12月期末手当の支給率を上げ、来年度以降は6月の手当支給率を引き上げるとともに、12月の支給率を引き下げ、合計の年間支給額を4.4カ月とするものであります。一般職における手当支給額の引き上げは、0.1カ月を勤勉手当で引き上げる内容となっております。期末手当ではなく勤勉手当を引き上げる理由としましては、民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進することが目的となっております。なお、再任用職員につきましては0.05カ月の引き上げとなっております。続いて、月例給の引き上げであります。本年における民間給与との較差0.15%を解消するため、平均で0.2%、金額にして400円から1,000円の引き上げを行うものであります。

資料で説明をいたしますので、議案第16号資料の新旧対照表をごらんください。

第1条及び第2条は町長及び副町長に関する改正、第3条及び次のページの第4条が教育長に関する改正となっております。

第5条以降は職員に関する改正で、給料表の改定及び勤勉手当支給率の引き上げであります。本年度の勤勉手当は、議員、特別職同様、12月期の支給手当において0.1カ月の引き上げを行うものであります。

給料表は、次の3ページからが行政職の給料表、8ページからが医療職の給料表となっております。給料表については、説明を省略させていただきます。

19ページをお開きください。19ページの中段より下、第6条関係であります。第17条の5第2項の改正は、平成30年度以降における勤勉手当の支給率の改正であります。平成30年度からは6月期と12月期合わせて0.1カ月、再任用職員は0.05カ

月引き上げを規定しております。

次のページをお開きください。附則であります。第1項は、条例の施行日で、平成29年度に関する改正は平成30年1月1日から、来年度以降の支給に係る改正は平成30年4月1日からの施行とするものであります。

第2項は、町長、副町長、教育長の支給率を12月期の期末手当に反映させるため、条例の適用日を遡及して12月1日とするものであります。

第3項は、一般職の適用日に関する規定で、給料表及び手当支給額の改正適用日を平成29年4月1日からとするものであります。

第4項は、特別職の内払いに関する規定で、既に支払われている手当は改正後の条例に基づく手当の内払いとみなすものであります。

第5項は、一般職に関する内払いの規定であります。既に支払われている給与及び手当を改正後の条例に基づく支給の内払いとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第17号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第17号 平成29年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第17号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 平成29年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第18号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第18号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第19号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第19号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第20号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第20号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第21号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第21号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第21号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第22号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第22号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第10、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

事務局長

○事務局長（菊地和夫君） 会議案第1号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

平成29年12月12日提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第11、意見書案第1号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（菊地和夫君） 意見書案第1号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年12月12日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

内容については、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成29年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

◎閉会 午前10時12分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊林 和男

6 番議員                佐藤 英司

7 番議員                大竹 登